

【豊明市花いっぱい運動補助金 手続きマニュアル】

○このマニュアルは花いっぱい運動補助金の申請手続きについて案内するものです。その他の補助金には利用しないでください。

○花いっぱい運動補助金とは
豊明市都市計画課にて行っている補助金制度です。主にお花のお世話を中心に区の緑化活動を補助する目的で行っています。

○花いっぱい運動補助金の対象経費について
花苗や肥料等の購入費を対象とした補助金です。
道具代、飲食費等には一切使えません。
前払いの補助金となります。詳しい手順は下記の通りです。

※重要なお知らせ※

- ・令和7年度から、補助金に関する実施期間を交付決定日から翌年1月20日としております。肥料等の購入は1月20日までに行ってください。（花壇の管理については年間を通して行われるものですが、花苗等の購入に関しては、秋の植替え完了にて一旦終了すると思われるため。）
- ・今後の活動について、人員不足などの懸念事項がある場合には、要望書提出の際に、お申し出ください。

花いっぱい運動 補助金申請の流れ

※申請に必要な書類一式は、豊明市役所ホームページからダウンロードするか、都市計画課まで取りに来てください。

① 補助金の申請

4月下旬までに補助事業等交付申請書を提出
年度が変わりましたらすぐに提出ください。期限はありませんが、提出が遅れると補助金の交付も遅れます。申請後は市から交付決定通知書が送付されます。

② 請求書の提出

補助金等交付請求書を提出（交付決定通知書が送られて来てから）
前払いの補助金なので、交付決定通知後はすぐ請求いただけます。
支払い手続きに請求書の受理から2週間ほどお時間がかかります。

③ 要望書の提出

花いっぱい運動補助金要望書を提出
来年度に向けた予算の準備に必要です。7月末までに提出ください。
こちらの提出がないと来年度の予算がなくなり、補助が受けられなくなります。

（裏面に続く）

④ 実績報告書、決算書の提出

補助事業等実績報告書、決算書を提出

秋の植替え後、1月20日で補助金の実施期間は終了とし、1月20日付で事業完了の報告をしてください。活動写真（作業前、作業中、作業後）や領収証（但し書きは、「花苗、肥料代として」としてください。）の添付が必要となりますので、ご用意いただくようお願いします。

（※注意点）

●各提出書類は押印不要です。請求書についても不要です。

ただし、前年度の書式のまま使い回していると、押印が必要となる場合があります。「印」と印字されている様式は押印が必要となります。様式は最新のもので提出をお願いします。

●補助金は満額使い切ってください。

前払いの補助は、必ず適切に補助金満額を利用いただくものとして行う補助です。必ず交付額以上の支出がされるようにしてください。年度途中の交付額の変更は認められません。

※万が一、補助金を使い切れなかった場合

発覚した時点で早急に都市計画課までご連絡ください。

計画の変更、補助金返還等の手続きが発生してしまいます。実績報告書にも影響します。年度末に近づく前に連絡してください。必ず発覚した段階で連絡下さい。

補助金を使い切れない実績となった場合、来年度の補助金が減額もしくはなくなる場合があります。前払いの補助金的前提となる信用に関わりますので、補助金の使い切りは徹底してください。

●要望書は期限内に提出してください。

提出書類については、基本的に日付の指定はありますが、期限は厳しく設けていません。唯一、次年度に向けた要望書については必ず7月末までに提出してください。こちらの提出が期限を過ぎますと来年度の予算がありません。ご注意ください。

○記載例について

記入ミス等により、何度も提出いただくことがあります。ご多忙の区長にはお手数をおかけしてしまい、市としても作業が増えて手続きが遅れてしまいます。

改善のため、マニュアルを作成いたしました。また注意書きをした記載例も添付しましたので、実際の書類作成の際に参考にしていただければ幸いです。

担当：豊明市 都市計画課 (0562-92-1114)

作成日：令和6年3月

変更日：令和8年3月